

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、A社本社事務所）における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月31日から同年8月6日まで

昭和46年8月1日付けでA社B支社からC社に出向の辞令を受け、実際に赴任したのは同年8月6日であるが申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社事務所から提出された経歴証明書、退職金支払明細書及び同社からの厚生年金保険料の控除に係る回答により、申立人が同社B支社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和46年8月1日付けで辞令を交付され、引継ぎを行い、実際に赴任したのは同年8月6日であったとしていること、及び申立人の戸籍の改製原附票により、同日に新たな住所地に転入したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和46年6月の事業所別被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は「資料が無く確実なことは言えないが、納付していると思う。」と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日がいずれも昭和46年7月31日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間①の資格喪失日の記録を昭和48年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

また、A社（その後、同社D支店）における申立期間②の資格喪失日の記録を昭和58年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和48年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和57年12月31日から58年1月1日まで

私は、昭和43年4月1日から57年12月31日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月1日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和48年3月の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から、A社D支店に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は退職する1か月前には退職願を提出したと供述しているところ、申立事業所において当時事務を担当していた者は「前もって退職することが分か

っていけば最後の給与から2か月分の保険料を控除していた。私が届出を誤ったかもしれない。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間②において当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和57年11月の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立期間①に係る資格喪失日を昭和48年5月1日及び申立期間②に係る資格喪失日を58年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを48年4月30日及び57年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年4月分及び57年12月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から同年6月までは20万円、同年7月から5年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年3月31日まで
年金事務所で被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成4年1月1日から5年3月31日までの標準報酬月額が、著しく低い額となっていることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成4年1月から同年6月までは20万円、同年7月から5年2月までは41万円と記録されていたところ、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）の約1か月後の同年5月7日付けで、4年1月に遡及して標準報酬月額を8万円に訂正していることが確認できる。

また、申立人と同様に、申立期間当時、当該事業所の従業員であった者10人についても、前述の遡及訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は平成2年10月27日から取締役就任しているが、同事業所が適用事業所でなくなる前の5年1月28日に辞任していることが確認できる。

加えて、申立人は「本社には役員会議に出席のときに行くだけであり、主にB県内で仕事をしていた。平成5年1月頃役員の間で対立があり本社に立ち入ることはできなかった。」と供述しているところ、複数の同僚は「申立人は本社勤務ではなくB県で行っていた事業を担当しており、社会保険の手続きは本社にいる役員の手で行われていた。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の

遡及訂正には関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月7日に行われた標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年1月から同年6月までは20万円、同年7月から5年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から55年7月1日まで

私は昭和45年5月から55年6月30日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に勤務していた期間のうち、昭和51年9月1日から55年7月1日までの申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低いと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

昭和51年9月から52年7月までの期間については、申立人から提出された当該期間の一部の給料明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、当該給料明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、同期間において事業主が源泉控除していたと認められる同保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致又は低額となっており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人は上記以外の期間に係る給料明細書を所持していないが、申立人は当該事業所が昭和52年頃にB地方裁判所C支部の命令による整理開始となったことにより、それ以降退職するまで給与は同じ金額であったと供述しているこ

とから判断すると、給与の総額や厚生年金保険料の控除額が大きく変動することは無かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界していることから申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の標準報酬月額等の記載内容に不備は確認できず、記載内容もオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 833 (事案 57 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 37 年 6 月 1 日に A 事業所に入社し、その後、同事業所は、B 事業所に商号変更したが、引き続き、平成 3 年 8 月 31 日まで勤務した。しかし、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。証拠となるものは無いが、私の年金記録を再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 事業所の厚生年金保険の新規適用は昭和 42 年 4 月 1 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 申立人が一緒に働いていたとする同僚は、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことについて供述が得られなかったことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 27 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等はないものの、A 事業所への入社日が昭和 37 年 6 月 1 日であったことを思い出したので、申立期間を同年 6 月 1 日から 42 年 3 月 31 日までとし、再度調査してほしいとしている。

しかし、オンライン記録で A 事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかった上、同事業所に係る商業登記簿謄本も確認できなかった。

また、B 事業所に係る商業登記簿謄本によると、同事業所は「昭和 42 年 4 月 1 日、C 事業所の組織を変更し設立」と記載されており、B 事業所の厚生年金保険の新規適用年月日である 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、それ以前に C 事業所に勤務していたとする複数の同僚は、申立人は C 事業所に勤務していたものの、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと供述し

ている上、オンライン記録によると、当該同僚たちには、同事業所に勤務していた期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人がA事業所の事業主であったと供述している自身の叔父の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の新規適用となった昭和42年4月1日となっており、同氏についても申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 頃から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 8 月 頃から 47 年 2 月に退職するまでの期間において、A 市にあった B 社 C 店及び D 市にあった E 店に継続して勤務した。

ねんきん特別便の記録によると、C 店及び E 店に勤務していた期間において、B 社及び F 社での厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、B 社から F 社に会社名が変わったことを知った。申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かったので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る申立期間①については、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会したところ、申立人と同職種である複数の者は、3 か月から 1 年程度の見習期間があったと供述している。

また、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 42 年 11 月 1 日、資格取得の受付年月日は同年 12 月 1 日であり、申立人に係る記号番号払出簿によると、同年 11 月 29 日に厚生年金保険の記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、B 社は昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできない。

B 社及び F 社に係る申立期間②及び③については、複数の同僚の供述から、申立人が両社に継続して勤務していたことが推認されるものの、事業所別記号番号払出簿によると、B 社は昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなく

なっており、F社は同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、44年8月1日から同年11月1日までの期間は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、F社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人及び複数の同僚から責任者であったとして名前の挙がった者は、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立人と同様に申立期間の被保険者記録が無い者が複数確認できる。

さらに、F社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社での1回目の資格取得日は昭和45年1月5日、資格喪失日は46年2月16日、資格喪失の受付年月日は同年2月24日であり、2回目の資格取得日は同年4月1日、資格取得の受付年月日は同年4月7日であることが確認できる。

加えて、F社は昭和49年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立期間①から③までに係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。